

平成 15 年 11 月 4 日
石油資源開発株式会社
代表取締役社長 棚橋 祐治
(コード番号：1662)

問合せ先：総務部広報グループ長 下村 恒一
(電話：03-5461-7413)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 15 年 11 月 4 日開催の取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 株式売出しの件

- (1) 売出人及び
売出株式数 石油公団
当社普通株式 9,030,400 株
- (2) 売出価格 未定(今後開催する取締役会において決定される仮条件をもとに、
需要状況等を勘案した上で、平成 15 年 12 月 1 日に決定する。)
- (3) 売出しの方法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 申込期間 平成 15 年 12 月 2 日(火曜日)から
平成 15 年 12 月 5 日(金曜日)まで
- (5) 申込株数単位 100 株
- (6) 引受の方法 大和証券株式会社(株)、日興証券グループ証券会社、野村證券(株)、三菱証券(株)、UFJ つばさ証券(株)、新光証券(株)、みずほ証券(株)、SMBC
カード証券(株)、東海東京証券(株)、岡三証券(株)、エルガン・スタンレー証券会社
東京支店、丸三証券(株)、コエ証券(株)、いちよし証券(株)、藍澤證券
(株)、東洋証券(株)、ドイツ証券会社東京支店、ゴールドマン・サックス証券会社
東京支店、水戸証券(株)、立花証券(株)、ワールド・日栄証券(株)、UBS 証券
会社東京支店及び泉証券(株)を引受人とし、全株式を買取引受させる。
- (7) 株券受渡期日 平成 15 年 12 月 10 日(水曜日)
- (8) 売出価格、その他この売出しに必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 売出し概要

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 売出人及び
売出株式数 | 石油公団
普通株式 9,030,400 株 |
| (2) 需要の申告期間 | 平成 15 年 11 月 18 日（火曜日）から
平成 15 年 11 月 28 日（金曜日）まで |
| (3) 価格決定日 | 平成 15 年 12 月 1 日（月曜日） |
| (4) 申込期間 | 平成 15 年 12 月 2 日（火曜日）から
平成 15 年 12 月 5 日（金曜日）まで |
| (5) 株券受渡期日 | 平成 15 年 12 月 10 日（水曜日） |

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、長期安定配当を基本とし、株主に対する利益還元を重要な政策のひとつと位置付けております結果、配当を開始した第 6 期から第 33 期（平成 15 年 3 月期）まで継続配当を行っております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、新規埋蔵量の確保を目指した効率的な投資並びに安定供給のためのパイプライン等のインフラ整備に有効活用し、経営基盤の一層の強化・拡充を図り、株主への利益還元を図っていく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	380.57 円	285.22 円	145.44 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	100 円 (-)	100 円 (-)	25 円 (-)
実績配当性向	26.3%	35.1%	17.0%
株主資本当期純利益率	3.3%	2.4%	4.8%
株主資本配当率	0.8%	0.8%	0.8%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 平成 15 年 1 月 1 日付で、1 株を 4 株とする株式分割を行いました。
4. 平成 15 年 3 月期から、1 株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。
5. 上記株式分割に伴い、東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成 14 年 11 月 27 日付東証上審第 331 号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。下表では、平成 15 年 3 月期を除き、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しておりません。
 なお、平成 14 年 3 月期以前の当該数値については、新日本監査法人の監査を受けておりません。

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	95.14 円	71.30 円	145.44 円
1 株当たり配当金	25 円	25 円	25 円
(1 株当たり中間配当金)	(-)	(-)	(-)

3. 配分の基本方針

販売に当たっては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売出価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。